

法改正にかかる事務手続等の変更

法改正概要

- 平成23年改正法の附則第19条の検討規定に基づき、NPO関係団体の要望を踏まえ、超党派の議員による議員連盟において検討が行われ、NPO法人の設立及び運営にあたって必要な手続等の改正を行うもの。
- 設立円滑化 事務負担軽減 運営の透明性の確保を目的とした衆議院内閣委員会起草の改正法案が第190回国会に提出され、平成28年6月1日可決・成立した(同7日公布)。
- 法の施行は平成29年4月1日だが、一部は、公布の日から、又は、公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

今回の法改正のポイント

全てのNPO法人対象

- 事業報告書等の備置期間の延長等
(第28条第1項関係)
- 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等
(第10条第2項等関係)
- 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報の提供の拡大【新】
(第72条第2項関係)
- 貸借対照表の公告及びその方法【新】
(第28条の2関係)

認定・仮認定NPO法人対象

- 役員報酬規程等の備置期間の延長等
(第54条第2項等関係)
- 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等
(第54条第4項等関係)
- 仮認定特定非営利活動法人の名称変更
(第2条及び第3章関係)

全てのNPO法人が対象となる法改正

全て

事業報告書等の備置期間の延長等

(改正内容)

- **事業報告書等**(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿(前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書類))の**備置期間が「3年間」から「5年間」に延長されます。**
- 作成の日から起算して、5年が経過した日を含む事業年度末日までの間、法人事務所に備え置く必要があります。
- 所轄庁での閲覧、謄写期間も同様に過去5年間に提出を受けたものに延長されます。

(経過措置)

- 施行日(平成29年4月1日)以後に開始する事業年度に関する書類について適用されます。

全て

認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮

(改正の内容)

- **所轄庁が行う認証申請(設立、定款変更、合併)の添付書類の縦覧期間が1か月に短縮されるとともに、現行の公告に加えてインターネットによる公表が可能になります。**
- 申請書類の**軽微な不備の補正期間も2週間に短縮**されます。

(経過措置)

- 施行日(平成29年4月1日)以後の認証の申請から適用されます。

全て

内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報の提供の拡大【新】

(改正内容)

- NPO法人に対する信頼性のさらなる向上が図られるよう、所轄庁及びNPO法人に対し、**内閣府NPO法人ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定された。**
- 内閣府ポータルサイトが全面リニューアルされ、スマートフォンやタブレットからの利用にも対応。
- 平成28年6月7日に施行済。
- URL: <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>
- 法人ログインURL: <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login>

登録方法

全て

ログイン画面「新規ユーザー登録はこちら」をクリック

利用規約の確認

登録画面から必要事項を入力

主たる事務所の所在地か登録住所に法人確認書類が郵送

原則10日以内に郵送で届きます。

書類が郵送されてからログインまで1か月以上経過すると入力内容が破棄されます。

法人確認書類の手順により手続き

各法人の「マイメニュー」で情報発信

全て

NPO法人が掲載できる情報

・ 組織情報

- ・ 電話番号
- ・ FAX番号
- ・ メールアドレス
- ・ ホームページURL
- ・ 常勤職員数
- ・ 事業活動の内容

NPO法人への連絡先についての市民の方からの問い合わせが多いのでぜひご活用ください

・ 財務情報

- ・ 事業年度活動計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 準拠している会計基準

貸借対照表の公告にも活用可

全て

貸借対照表の公告及びその方法【新】

(改正内容)

- ・ **貸借対照表を作成後遅滞なく公告**することが必要です。
- ・ NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除されます。
(今後、組合等登記令が改正される予定)
- ・ 貸借対照表の公告の方法は、～のうち、**定款で定める方法**により行います。
 - 官報に掲載する方法
 - 日刊新聞紙に掲載する方法
 - 電子公告(法人HP、内閣府NPO法人ポータルサイト等)
 - 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法
- ・ **及び** の場合は、**1度掲載**することで公告となりますが、**の**場合は、**作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで、の**場合は、**公開開始後1年を経過する日までの間**継続して公告する必要があります。

全て

(留意点)

- **貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とする場合は定款変更が必要。**
- 官報への掲載又は日刊新聞紙への掲載を選択する場合は、貸借対照表の「要旨」(例えば、掲載金額の単位を「千円」とする)の公告で足ります。
- 電子公告を選択し、公告期間中に公告の中断が生じた場合、次のいずれにも該当するときは、公告の効力に影響を及ぼしません。
 - 中断が生じることにつき法人が善意かつ重大な過失がない又は正当な事由があること
 - 中断の時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと
 - 法人が中断が生じたことを知った後速やかにその旨等を追加で公告すること
- 施行日は公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日になります。(改正法附則第1条第2号(2号施行日))

全て

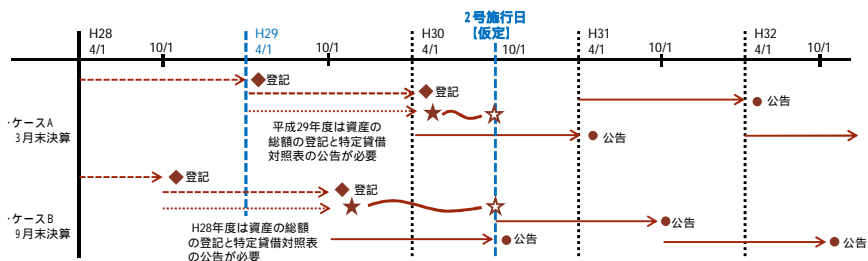
(経過措置)【平成30年10月1日施行と仮定】

- 2号施行日以降に作成する貸借対照表は作成後遅滞なく公告…「 」
- 施行日(平成29年4月1日)前に作成、又は施行日から2号施行日の前日までに作成した貸借対照表のうち、直近の事業年度のもの(特定貸借対照表)は次のいずれかのときに公告

2号施行日以後に遅滞なく公告…「 」

2号施行日までに公告…「 ~ の間」

特定貸借対照表は、「 」又は「 ~ の間」のいずれかのときに公告するとともに、資産の総額の登記が必要です



認定・仮認定NPO法人が対象となる 法改正

認定・仮認定

役員報酬規程等の備置期間の延長等

(改正内容)

- ・ **前事業年度の役員報酬規程、職員給与の支給に関する規程など法第54条第2項第2号から第4号の書類及び助成金の支給を行った際の実績書類の備置期間が「3年間」から「5年間」に延長されます。**
- ・ 作成の日から起算して、5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人事務所に備え置く必要があります。
- ・ 所轄庁での閲覧、謄写期間も同様に過去5年間に提出を受けたものに延長されます。

(経過措置)

- ・ 施行日(平成29年4月1日)以後に開始する事業年度に関する書類及び施行日以降に行われる助成金の支給に関する書類について適用されます。



認定・仮認定

認定NPO法人等の 海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等

(改正内容)

- 認定NPO法人等による200万円超の海外送金等については、その都度、事前に書類の備え置き及び所轄庁への提出が義務付けられていましたが、**金額にかかわらず毎事業年度1回の事後提出**とすることとなります。

(経過措置)

- 施行日(平成29年4月1日)に既に認定等を受けている法人は、施行日の属する事業年度以前における海外送金等については、従来どおり、事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要となります。

H28 4/1 10/1 | H29 4/1 10/1 | H30 4/1 10/1 | H31 4/1 10/1 | H32 4/1 10/1
 ケースA 3月末決算: 従来どおり、事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要。平成29年4月1日を含む事業年度内の海外送金等については、従来どおりの取り扱いとなります。毎事業年度1回事後提出。毎事業年度1回事後提出。
 ケースB 9月末決算: 従来どおり、事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要。毎事業年度1回事後提出。毎事業年度1回事後提出。

認定・仮認定

「仮認定特定非営利活動法人」の名称変更

(改正内容)

- 「**仮認定**」という名称が「**特例認定**」に改められます。
- 名称変更のみで、認定基準等は従来どおりです。

(経過措置)

- 施行日(平成29年4月1日)に既に「仮認定」を受けているNPO法人は「**特例認定**」を受けたものとみなされます。有効期間は残存期間
- 施行日(平成29年4月1日)前にされた「仮認定」の申請は「**特例認定**」の申請とみなされます。

参考(その他)

参考

組合等登記令の変更

(改正内容)

- 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)が施行されることに伴い、組合等登記令(昭和39年政令第29号)(以下「組登令」という。)第3条第3項の規定が改正。
- 特定非営利活動法人を含む組合等において資産の総額に変更が生じたときは、毎事業年度末から「2月」以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこととされていますが、今回の改正により、この登記期限が「2月」以内から「3月」以内へと変更されます。

(経過措置)

- **平成28年**4月1日以降に開始する事業年度の末日における資産の総額に係る変更登記から適用されます。

条例改正による 指定NPO法人の事務手続の変更(その1)

参考

(改正内容)

- 市が指定の申出があった旨をお知らせする手続に「公告」のほか、「インターネットによる公表」を追加。
- 役員報酬規程等及び助成金の支給を行った際の実績書類の備置期間が「3年間」から「5年間」に延長されます。
- 作成の日から起算して、5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人事務所に備え置く必要があります。
- 所轄庁での閲覧、謄写期間も同様に過去5年間に提出を受けたものに延長されます。

(経過措置)

- 施行日(平成29年4月1日)以後に開始する事業年度、施行日(平成29年4月1日)以後に行われる助成金の支給に関する書類について適用します。

条例改正による 指定NPO法人の事務手続の変更(その2)

参考

(改正内容)

- 本市の認証及び認定を受けているNPO法人に限り、役員報酬規程等、助成の実績を記載した書類の提出省略。
- 役員報酬規程等を「認定NPO法人」としてNPO法第55条第1項に基づき、本市へ提出している場合は、内容の重複する書類の提出を省略することができます。
なお、省略ができないものは次の書類です。
指定基準等チェック表(第5表)
欠格事由チェック表
- 助成の実績を記載した書類を「認定NPO法人」としてNPO法第55条第2項に基づき、本市へ提出している場合は、提出を省略することができます。
- 事業報告書等については、本市認証のNPO法人がNPO法第29条に基づき、本市へ提出している場合は、従来どおり、提出を省略することができます。

(経過措置)

- 施行日(平成29年4月1日)以後に**提出**する書類について適用します。

【定款例 1 : 定款変更をしない場合】

特定非営利活動法人 定款

第 1 章 ~ 第 8 章 省略

この条文の場合は、定款変更せず、設定されている公告方法をそのまま行うことも可能です。

ただし、その場合はあらかじめ官報や日刊新聞紙を選択している場合は毎年掲載費用がかかりますのでご注意ください。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

副理事長

理事

理事

監事

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 年 月 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 年 月 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員 個人 円 団体 〇〇〇〇円

賛助会員 個人 円 団体 〇〇〇〇円

(2) 年会費

正 会 員 個人 円 団体 〇〇〇〇円

賛助会員 個人 1 口 円 (1 口以上)

団体 1 口 〇〇〇〇円 (1 口以上)

【定款例 2 : 貸借対照表の公告を設定する定款変更をする場合】

特定非営利活動法人 定款
第 1 章 ~ 第 8 章 省略

貸借対照表の公告方法を別に設定したい場合は、「ただし～行う。」を追加する定款変更を行ってください。
「この法人の解散事由に係る公告」と条文に書かれている場合は、「この法人の公告」に修正してください。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、**に掲載して行う。**

【選択できる公告方法及び記載例は次のとおりです。】

公告方法	記載例
官報	ただし、貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
日刊新聞紙	ただし、貸借対照表の公告については、 県 において発行する 新聞 に掲載して行う。
電子公告	【記載例 1 : 法人のホームページを選択】
	ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例 2 : 内閣府 N P O 法人ポータルサイトを選択】
	ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト (法人入力情報欄) に掲載して行う。
	【参考 : 事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法を定める】 選べる方法は官報もしくは日刊新聞紙のみ
なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 に掲載して行う。	
主たる事務所の公衆の見やすい場所	ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

副理事長

理事

理事

監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 年 月 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 年 月 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金

正 会 員 個人 円 団体 〇〇〇〇円

賛助会員 個人 円 団体 〇〇〇〇円

(2)年会費

正 会 員 個人 円 団体 〇〇〇〇円

賛助会員 個人 1口 円(1口以上)

団体 1口 〇〇〇〇円(1口以上)

附 則

この定款は、平成 年 月 日から施行する。

総会の開催日(議決日)と一致します。

【定款変更届出書記載例】

第10号様式(第10条第1項関係)

定款変更届出書

年 月 日

相模原市長 あて

主たる事務所の所在地 相模原市 区
法人の名称 特定非営利活動法人
代表者の氏名 (印) 法人印
電話番号
ファクシミリ番号

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第6項の規定により、届け出ます。

	新	旧
変更の内容	特定非営利活動法人 略 (公告の方法) 第 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</u> 以下略 <u>附則</u> <u>この定款は、平成 年 月 日から施行する。</u>	特定非営利活動法人 略 (公告の方法) 第 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 以下略 <div data-bbox="970 1509 1315 1675" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">附則の日付は定款変更を議決した総会開催日と同日です。</div>
変更の理由	貸借対照表の公告の方法を定款で定める必要があるため	

備考

- 1 変更の内容の欄には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載してください。
- 2 この届出書には、社員総会の議事録の謄本(1部)及び変更後の定款(2部)を添付してください。

【議事録記載例】

特定非営利活動法人

臨時(通常)総会議事録

1 日時 平成 年 月 日 ____時から ____時まで

附則の施行日と一致します。

2 場所

3 社員総数 ____名

4 出席者の数 ____名(うち書面表決者__名、電磁的方法表決者__名、表決委任者__名)

5 議事録署名人 _____、

6 議 題

(1) 第 1 号議案 定款の変更について

7 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 第 1 号議案 定款の変更について

定款第 条の変更を諮ったところ、満場異議なく承認された。

なお、定款変更認証申請に必要な手続は、理事長_____に一任することとした。

年 月 日

議 長
議事録署名人
議事録署名人